

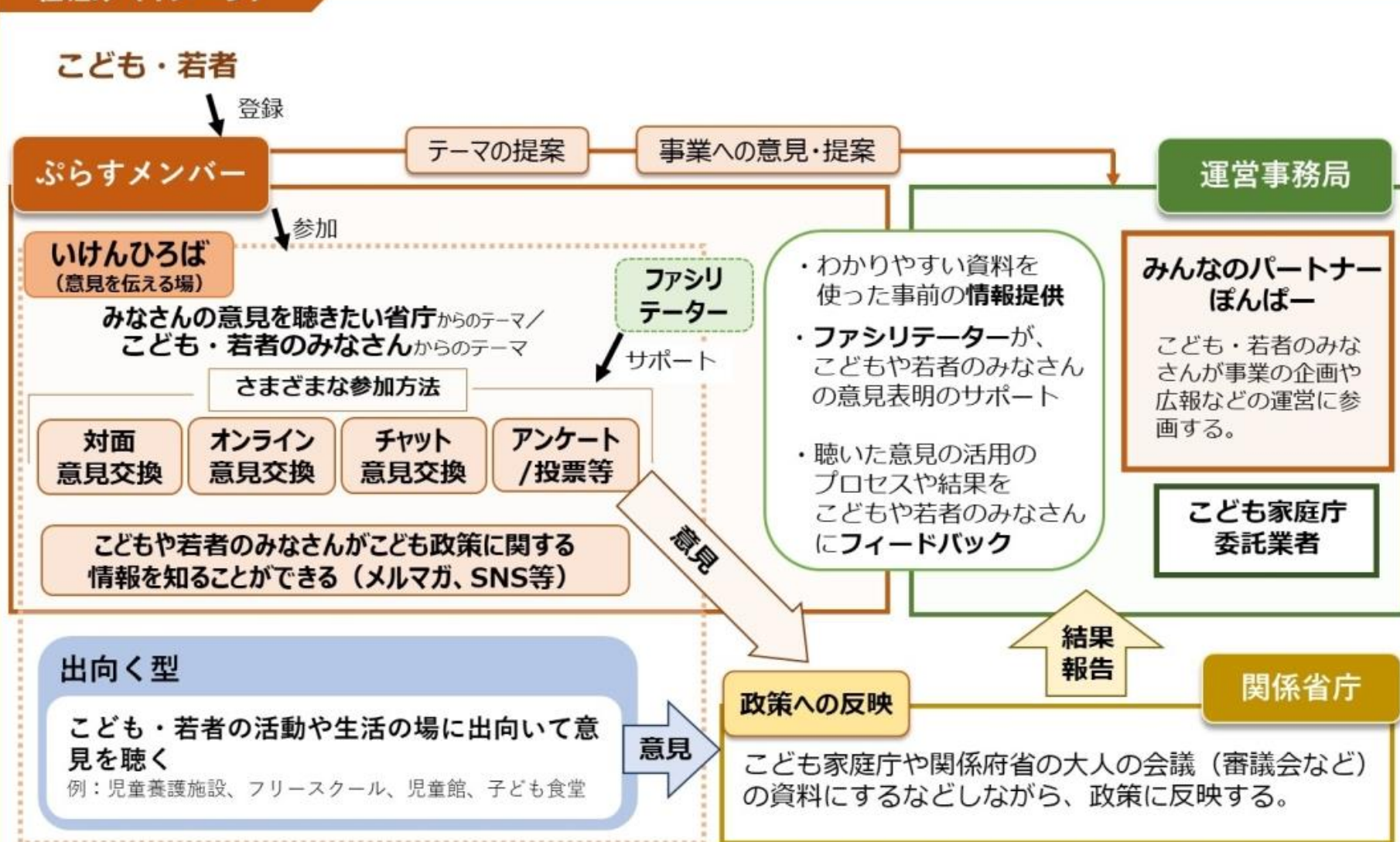
# 国の動きに関する補足資料等

令和6年（2024年）6月11日  
健康福祉部



## こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)

### 仕組み(イメージ)



こども政策推進会議、こども家庭審議会、こども未来戦略会議の位置付けについて

|     | こども政策推進会議                                                                       | こども家庭審議会                                                                                                             | こども未来戦略会議                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 根拠  | こども基本法（第17条）                                                                    | こども家庭庁設置法（第7条）                                                                                                       | 全社本部決定                                                        |
| 構成員 | 会長：総理<br>会長代理：こども家庭庁担当大臣<br>委員：閣僚のうち、総理が指定する者（全ての閣僚）<br>（基本法第18条第2項及び第3項）       | 委員（優れた識見を有する者のうちから、総理が任命する者）<br>（設置法第7条及び審議会令第2条）                                                                    | 議長：総理<br>副議長：全社大臣<br>こども家庭庁担当大臣<br>構成員：関係閣僚、有識者、経済界・労働界、地方3団体 |
| 所掌  | 1. こども大綱の案の作成<br>2. こども施策に関する重要事項の審議、こども施策の実施の推進<br>3. 関係行政機関相互の調整<br>（基本法第17条） | 1. 総理、関係各大臣、長官の諮問に応じて、基本的な政策に関する重要事項の調査審議<br>2. 上記重要事項に関し、（自ら調査審議し）、総理、関係各大臣、長官に意見陳述<br>3. その他重要事項の調査審議等<br>（設置法第7条） | 小倉大臣の「加速化プラン」を踏まえ、こども・子育て政策の抜本強化や、将来的なこども・子育て予算の倍増の大枠について議論。  |
| 庶務  | こども家庭庁                                                                          | こども家庭庁                                                                                                               | 内閣官房全社事務局                                                     |

- ・「こども基本法」に基づき、「こども大綱」（こども関連既存3大綱を一元化。5年に一度策定。）の案を作成することとされている「こども政策推進会議」を開催し、大綱の素案を「こども家庭審議会」で作ることを決定。
- ・「こども未来戦略会議」では、「加速化プラン」を踏まえ、必要な政策強化の内容、予算、財源について更に具体的な検討を深め、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠について議論。

## こどもまんなか実行計画2024の策定に向けて（令和6年5月こども家庭審議会）

こどもまんなか  
こども家庭庁

### こども大綱との関係

#### こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

根拠：こども基本法

内容：こども施策の基本的な方針や  
重要事項等を記載。

数値目標及びこども・若者等の  
状況を把握するための指標を設定。

対象期間：おおむね5年後を目途に見直し

決定形式：閣議決定

具体化

#### こどもまんなか実行計画2024

根拠：こども大綱

内容：こども大綱の下で令和6年度に具体的に  
取り組む施策を中心にまとめた施策集。  
「加速化プラン」等で方向性が示されて  
いる施策も記載。

施策の進捗把握のための指標を設定。

対象期間：毎年、改定

決定形式：こども政策推進会議決定

### 実行計画本文

#### <イメージ>

- ・ こども施策に関する重要事項
- ・ ライフステージを通じた重要事項

（注）こども・若者に対する社会的な責任の共有

こども大綱  
本文

令和6年度に具体的に  
取り組む  
施策を中心に記載

#### 別紙1（工程表）

- ・加速化プランの施策を含め、新規・拡充施策などの  
重要施策を中心に、工程を記載。

#### 別紙2（指標）

- ・本文に記載した、具体的に取り組む施策の進捗状況  
を検証するための指標を整理。

（例）

- ・日本人学生等の海外留学生数
- ・子どもの学習・生活支援事業実施地方公共団体数
- ・スクールカウンセラーが相談を受けた児童生徒等の人数
- ・意見聴取の実施数（こども若者★いけんぷらすのいけんひろばの  
実施回数）（累計）



## こどもまんなか実行計画2024（概要）①

## 実行計画の概要

- こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、**幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン**。
- こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、**387※の項目を提示**。

※再掲を含む

## こども大綱の6つの基本方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

- 今後、**こども家庭審議会において施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映**。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
- **新規・拡充施策を中心に具体的な工程表を示すとともに、すでにこども大綱で設定している数値目標を含めた指標（75指標）に加え施策の進捗状況を把握するための288※の指標を提示**。

※再掲を含む

# こどもまんなか実行計画2024（概要）②

## こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等  
こども基本法やこどもの権利条約※に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり  
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供  
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- (4) こどもの貧困対策  
教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援  
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援  
こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組  
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等

### 2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで  
出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等
- (2) 学童期・思春期  
学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等
- (3) 青年期  
高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組、結婚支援 等

※こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。



## こどもまんなか実行計画2024（概要）③

### 3 子育て当事者への支援

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減  
高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大  
男性の育児休業取得支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等
- (4) ひとり親家庭への支援  
親子交流・養育費の確保 等

### こども施策を推進するために必要な事項

#### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施
- ・地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援
- ・社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

#### 2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・EBPM
- ・人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化
- ・手続き・事務負担の軽減
- ・意識改革 等

#### 3 施策の推進体制等

- ・自治体こども計画の策定促進
- ・安定的な財源の確保 等

# 自治体こども計画策定のためのガイドライン



○こども基本法第10条において、

・都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成

・市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成

する努力義務が課せられています。

○本ガイドラインでは、地方自治体が自治体こども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等を取りまとめています。



## こども大綱

こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化



勘案



（自治体こども計画）  
都道府県こども計画

勘案

（自治体こども計画）  
市町村こども計画



○各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができます。

（例）・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県/市町村子ども・若者計画  
・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県/市町村計画  
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県/市町村行動計画  
・子ども・子育て支援法に基づく都道府県/市町村子ども・子育て支援事業計画 等  
※各法令等において記載すべき事項等とされている事項を盛り込む必要があります。

○関連計画等を一体的に作成することにより以下が期待されます。

- ①こども施策に全体として横串を刺すこと
- ②住民にとってわかりやすいものとなること
- ③自治体行政の事務負担の軽減

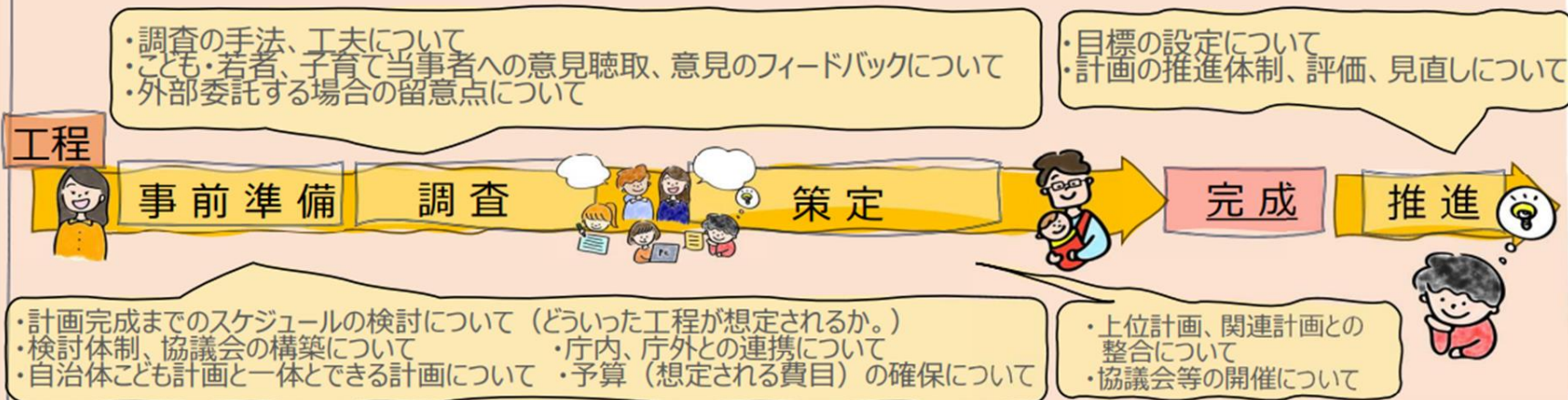
○地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能です。

○こども・子育て事業債は、自治体こども計画へ位置付けた事業が対象です。



## 自治体こども計画策定の工程と ガイドラインの記載事項

- 各工程ごとに取り組むべきことについて、「概要」、「ポイント」、「自治体における事例」を記載。
- 複数のこども関係計画を一体的に策定した事例や、こども・若者等から積極的に意見を聴取する事例も掲載。



自治体の皆さまへ：

詳細は、下記URLをご参照ください。

自治体こども計画を策定されましたら、こども家庭庁までお知らせください。

こども家庭庁では、自治体こども計画の策定状況をホームページなどで情報発信していきます。

（参考）

自治体こども計画策定のためのガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-keikaku/>



（参考）

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン  
～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～

<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>



## 参考資料URL

### こども基本法

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/51bee5de/20230401policies-kodomokihon-06.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/51bee5de/20230401policies-kodomokihon-06.pdf)

### こども大綱

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222\\_policies\\_kodomo-taikou\\_21.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_21.pdf)

### こども未来戦略

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/fb115de8-988b-40d4-8f67-b82321a39daf/b6cc7c9e/20231222\\_resources\\_kodomo-mirai\\_02.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fb115de8-988b-40d4-8f67-b82321a39daf/b6cc7c9e/20231222_resources_kodomo-mirai_02.pdf)

### こどもまんなか実行計画2024

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/348cf530/20240530\\_policies\\_kodomo-taikou\\_50.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/348cf530/20240530_policies_kodomo-taikou_50.pdf)

### 自治体こども計画策定のためのガイドライン

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5f358887-4ab1-4c56-85ae-5f417e903dbb/356fb35b/20240524\\_policies\\_kodomo-keikaku\\_02.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5f358887-4ab1-4c56-85ae-5f417e903dbb/356fb35b/20240524_policies_kodomo-keikaku_02.pdf)

### 第2期 くまもと子ども・子育てプラン

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/35/91447.html>